

國土動第97号  
国住賃第15号  
平成30年12月25日

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会会長 殿  
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産業課長



国土交通省住宅局住宅総合整備課長



### 共生社会の実現に向けた施策の推進について（依頼）

今般、新たな外国人材受入れのための在留資格を創設する「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号。以下「改正法」という。）」が平成30年12月14日に公布され、平成31年4月1日に施行されることとなりました。

また、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日）が決定されました。（【参考1】）

これを受け、別添のとおり、各居住支援協議会あてに「外国人材の受入れ・共生に係る居住支援について（要請）（平成30年12月25日国住心第505号国土交通省住宅局安心居住推進課長通知）」が発出されたところです。

貴協会におかれましては、共生社会の実現の重要性をご理解の上、各地域の居住支援協議会等とも連携し、特に以下の各点を中心に、外国人が支障なく住宅を探し住まうことができるための支援活動に対するご協力を願いいたします。

- 1 外国人の住宅確保のための多言語による情報提供、物件紹介等
- 2 多言語対応（8カ国語）の賃貸住宅標準契約書等を内容とする「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」（【参考2】）等の更なる周知・普及
- 3 外国人の入居受入れに関する無料相談窓口の充実

なお、会員企業等の皆様へも周知方お願い申し上げます。

### 【参考1】

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）」（抜粋）

## II 施策

### 1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

#### (2) 生活サービス環境の改善等

##### ④ 住宅確保のための環境整備・支援

###### 【現状認識・課題】

外国人が我が国で生活していくためには、住居の確保が極めて重要であり、公営住宅や民間賃貸住宅等について、外国人であることのみを理由として入居を断ることのないよう、受入企業が、自ら住宅確保を行うほか保証人として入居をサポートするなど、責任をもって住宅の確保を確実に実施するとともに、外国人が円滑に入居できるようにするための取組を進めていく必要がある。さらに、公営住宅等において、日本人と同様の入居を推進し、共生社会を実現していく必要がある。

###### 【具体的施策】

○ 新たな在留資格に基づく外国人材や技能実習生の受入企業は、自ら適切な住宅確保を行うほか、保証人として入居をサポートするなど、責任をもって住宅の確保を確実に実施されるよう、環境整備を行う。

これとあわせて、不動産関係団体において、新たな在留資格や技能実習生に係る制度及びそれに基づいて入国する外国人材の入居受入れの実務に係る賃貸人向けのガイドブックを新たに作成するとともに、登録支援機関、不動産所有者等に対して広く周知、普及を図る。〔国土交通省〕

###### 《施策番号 39》

○ 住宅確保要配慮者への支援を行っている全国の居住支援協議会に対して、外国人が支障なく住宅を探し住まうことのできるよう要請を行い、在留外国人への支援活動を促すとともに、不動産関係団体において、外国人の住宅確保のための多言語による情報提供や物件紹介等の取組みなど、共生社会の実現に向けた施策を積極的に推進する。

このため、外国人から住まい探しの相談を受け、その入居を受け入れる賃貸人や仲介事業者向けの実務対応マニュアルや外国語版の賃貸住宅標準契約書等を内容とする「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」を不動産関係団体と連携してホームページで公表するほか、関係事業者への研修会等において、共生社会の重要性についてあわせて周知徹底する。また、同ガイドラインにおいては、外国語版の賃貸住宅標準契約書等に関して多言語対応（8か国語）の充実を図ってきており、不動産関係団体との連携の下、更なる普及を図る。あわせて、外国人も日本人と同様に家賃債務保証サービスを利用し、不当な差別なく契約ができるよう、家

賃債務保証関連団体に要請する。

さらに、不動産関係団体において、賃貸人の懸念等に対応するため、外国人の入居受入れに関する無料相談窓口の充実を図る。住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録や住宅情報の提供、居住支援等を促進する。

特に、外国人の就労や生活を支援する機関や相談窓口に対し、外国人を対象としたサービスを提供する居住支援協議会、居住支援法人、登録家賃債務保証業者、登録住宅等に関する情報を積極的に提供することにより、外国人への居住支援の更なる充実を図る。〔国土交通省〕《施策番号 40》

- 公営住宅に関し、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様に入居を認めるよう、地方公共団体に要請を行っているところ、このような地方公共団体における取組を更に推進する。

都市再生機構の賃貸住宅について、外国人の居住者が多い団地で実施されている外国人との共生の取組（外国語版の居住者向けリーフレットの配布、管理サービス事務所等における通訳の配置、居住者間の交流イベントの開催等）を推進する。〔国土交通省〕《施策番号 41》

## 【参考 2】

「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」

国土交通省 HP

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house.tk3\\_000017.htm](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house.tk3_000017.htm)